

新型コロナウイルス感染症、5類感染症へ移行後どうなる？

Q&A

令和5年5月8日以降、5類感染症へ移行となり、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められませんが、新型コロナウイルス感染症がなくなったわけではありません。今後の対応等についてお知らせいたします。

Q 体調に異変を感じたら（もしかしてコロナに感染したかも…） どうしたらいいのでしょうか？

A 医療機関へは**事前に連絡**し、感染対策を行って受診しましょう。
 （新型コロナウイルスは感染力が強いため、高齢の方や基礎疾患をお持ちの方を守るためにも医療機関、薬局、高齢者施設へ行くときはマスクを着用しましょう）



Q もし新型コロナにかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのでしょうか？

A 外出を控えることが推奨される期間等を以下に示しています。

外出を控えることが推奨される期間	周りの方への配慮
<p>発症日を0日目^{※1}として5日間は外出を控え^{※2}、かつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快した場合でも、24時間程度は外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。 <p>学校への出席停止期間</p> <p>「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。 <small>学校保健安全法施行規則（文科省所管）</small></p> <p><small>※保育所等も同様の期間を「登園のめやす」として示しています。</small></p>	<p>10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。</p> <p><small>※発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。</small></p> <p><small>※乳幼児のマスクの着用については、2歳未満には要めず、2歳以上についても求めています。</small></p>

5類感染症へ移行後の対応

（5/8現在 鹿児島県ホームページを参考に作成）

感染者の待期期間	法的根拠はなし 5日間の療養を推奨
学校の出席停止	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
外来医療費	保険診療（本人負担あり）※治療薬のみ9月末まで無料
入院医療費	保険診療（本人負担あり） <small>※9月までは高額療養費の自己負担限度額から2万円減額</small> <small>※治療薬のみ9月末まで無料</small>
宿泊療養	高齢者及び妊婦等（食費相当の本人負担あり）
ワクチン	2023年度は無料
受診・相談	<ul style="list-style-type: none"> コロナ相談かごしま（発熱時の受診相談等 ☎099-833-3221） <small>※9月末まで</small> 受診・相談センター（保健所 ☎0997-82-0149）※継続

お問い合わせ先 与論町保健センター ☎0997-97-5105
 感染症担当：鬼塚

新型コロナウイルス感染症について
 （厚生労働省）

